

令和6年門真市議会第1回臨時会



議 案 書

門 真 市

第1回臨時会付議事件目次

ページ

第1	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度門真市一般会計補正予算（第13号）について）	1
第2	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について）	37
第3	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について）	55
第4	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（門真市税条例の一部を改正する条例について）	60
第5	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度門真市一般会計補正予算（第3号）について）	91

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和5年度門真市一般会計補正予算（第13号）について

専決第 3 号

令和 5 年度門真市一般会計補正予算（第13号）について

令和 5 年度門真市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和5年度門真市一般会計補正予算（第13号）

令和5年度門真市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,059千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,218,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年3月28日 専決

門真市長 宮本 一孝

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	地方譲与税	185,700	△139	185,561
	3 森林環境譲与税	12,665	△139	12,526
14	国庫支出金	22,868,515	△23,072	22,845,443
	2 国庫補助金	8,956,415	△23,072	8,933,343
16	財産収入	2,552,600	156,678	2,709,278
	1 財産運用収入	51,941	2,678	54,619
	2 財産売払収入	2,500,659	154,000	2,654,659
17	寄附金	2,011,000	△508,711	1,502,289
	1 寄附金	2,011,000	△508,711	1,502,289
18	繰入金	2,901,957	309,385	3,211,342
	1 基金繰入金	2,901,957	309,385	3,211,342
20	市債	8,069,021	38,800	8,107,821
	1 市債	8,069,021	38,800	8,107,821
歳 入 合 計		77,245,095	△27,059	77,218,036

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,529,549	△198,468	8,331,081
	1 総務管理費	7,409,309	△198,468	7,210,841
3	民生費	36,151,129	154,984	36,306,113
	1 社会福祉費	14,843,125	154,984	14,998,109
	2 児童福祉費	8,561,130	0	8,561,130
4	衛生費	7,350,637	28	7,350,665
	1 保健衛生費	1,550,164	28	1,550,192
	2 清掃費	5,800,473	0	5,800,473
7	土木費	11,300,957	16,346	11,317,303
	2 道路橋りょう費	1,321,652	0	1,321,652
	4 都市計画費	5,569,043	39,272	5,608,315
	5 住宅費	3,897,966	△22,926	3,875,040
9	教育費	6,389,022	357	6,389,379
	1 教育総務費	3,450,616	357	3,450,973
	2 小学校費	829,417	0	829,417
	3 中学校費	434,556	0	434,556
	6 保健体育費	815,908	0	815,908
12	予備費	66,030	△306	65,724
	1 予備費	66,030	△306	65,724
歳 出 合 計		77,245,095	△27,059	77,218,036

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事業名	金額
2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	庶務関連事務（保育幼稚園課）	千円 809

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法
一般廃棄物処理施設整備	千円 2,378,600	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	2,378,600			

補正後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
千円 2,417,400	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	5年以内据置かつ30 年以内に半年賦及び年 賦元利均等又は半年賦 及び年賦元金均等の方 法で償還する。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期間を短縮し、又は 繰上償還若しくは低利 に借換えすることがで きる。
2,417,400			

1 総括
(歳入)

歳入合計	77,245,095	△27,059	77,218,036
------	------------	---------	------------

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

2 款 地方譲与税

3 項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 森林環境譲与税	千円 12,665	千円 △139	千円 12,526
計	12,665	△139	12,526

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

5 土木費国庫補助金	4,163,578	△23,072	4,140,506
計	8,956,415	△23,072	8,933,343

1 6 款 財産収入

1 項 財産運用収入

2 利子及び配当金	44	2,678	2,722
計	51,941	2,678	54,619

節		説 明
区 分	金 額	
1 森林環境譲与税	千円 △139	森林環境譲与税 千円

16 社会資本整備 総合交付金	△23,072	公的賃貸住宅家賃低廉化事業補助金

1 利子及び配当 金	2,678	水洗便所改造資金貸付基金貸付利子	△27
		財政調整基金利子	215
		市営住宅建設基金利子	145
		減債基金利子	130
		森林環境基金利子	10
		職員退職手当基金利子	45
		都市整備基金利子	223
		福祉推進基金利子	26
		文化芸術振興基金利子	1,102
		環境保全基金利子	27
		教育振興基金利子	356
		まちづくり整備基金利子	426

2 款 地方譲与税 1 4 款 国庫支出金 1 6 款 財産収入

1 6 款 財産収入
2 項 財産売却収入

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 不動産売却収入	2, 479, 636	154, 000	2, 633, 636
計	2, 500, 659	154, 000	2, 654, 659

1 7 款 寄附金
1 項 寄附金

1 一般寄附金	2, 000, 000	△1, 520, 349	479, 651
2 総務費寄附金	10, 000	95, 343	105, 343
3 民生費寄附金	1, 000	235, 283	236, 283
4 衛生費寄附金	0	71, 224	71, 224
5 土木費寄附金	0	75, 246	75, 246
6 教育費寄附金	0	534, 542	534, 542
計	2, 011, 000	△508, 711	1, 502, 289

1 8 款 繰入金
1 項 基金繰入金

5 まちづくり整備基金繰入金	759, 058	△33, 137	725, 921
7 教育振興基金繰入金	386, 459	△17, 478	368, 981

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地売却収入	千円 154,000	土地売却収入

1 一般寄附金	△1,520,349	一般寄附金	
1 総務費寄附金	95,343	総務費寄附金	
1 民生費寄附金	235,283	民生費寄附金	232,783
		企業版ふるさと納税寄附金	2,500
1 衛生費寄附金	71,224	衛生費寄附金	71,000
		企業版ふるさと納税寄附金	224
1 土木費寄附金	75,246	土木費寄附金	74,046
		企業版ふるさと納税寄附金	1,200
1 教育費寄附金	534,542	教育費寄附金	534,442
		企業版ふるさと納税寄附金	100

1 まちづくり整備基金繰入金	△33,137	まちづくり整備基金繰入金	
1 教育振興基金繰入金	△17,478	教育振興基金繰入金	

1 6 款 財産収入 1 7 款 寄附金 1 8 款 繰入金

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
8 財政調整基金繰入金	1,010,000	360,000	1,370,000
計	2,901,957	309,385	3,211,342

20 款 市債

1 項 市債

3 衛生債	2,378,600	38,800	2,417,400
計	8,069,021	38,800	8,107,821

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金 繰入金	千円 360,000	財政調整基金繰入金 千円

2 一般廃棄物処 理施設整備事 業債	38,800	ごみ処理施設整備事業債

1 8 款 繰入金 2 0 款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 4,667,718	千円 △200,263	千円 4,467,455	千円	千円	千円	千円 △200,263
11 公民協働費	19,165	0	19,165			16,263 寄附金 16,263	△16,263
13 文化芸術振興費	168,253	0	168,253			74,972 寄附金 74,972	△74,972
16 市民公益活動支援センター費	17,431	0	17,431			4,108 寄附金 4,108	△4,108
19 森林環境基金費	12,665	△128	12,537			10 財産収入 10	△138
20 まちづくり整備基金費	1,234,295	427	1,234,722			426 財産収入 426	1

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	千円 △18,890	千円 ○シティプロモーションによる定住促進
13 委託料	△181,373	ふるさと納税推進事業 △200,263 役務費 △18,890 通信運搬費 △18,890 委託料 △181,373 各種業務委託料（費用） △181,373 ふるさと納税業務委託料 △181,373
25 積立金	△128	○施策評価対象外事業 森林環境基金積立事業 △128 積立金 △128 特定目的基金（固定資産） △128 基金積立金 △128
25 積立金	427	○施策評価対象外事業 まちづくり整備基金積立事業 427 積立金 427 特定目的基金（固定資産） 427 基金積立金 427

2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
21 財政調整基金費	千円 154,192	千円 216	千円 154,408	千円	千円	千円 215 財産収入 215	千円 1
22 減債基金費	147,256	131	147,387			130 財産収入 130	1
25 職員退職手当基金費	0	46	46			45 財産収入 45	1
26 文化芸術振興基金費	0	1,103	1,103			1,102 財産収入 1,102	1
計	7,409,309	△198,468	7,210,841	0	0	97,271	△295,739

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

9 福祉推進基金費	1,000	154,984	155,984			982 財産収入 26	154,002
-----------	-------	---------	---------	--	--	-------------------	---------

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	千円 216	千円 ○施策評価対象外事業 財政調整基金積立事業 216 積立金 216 財政調整基金（流動資産） 216 基金積立金 216
25 積立金	131	○施策評価対象外事業 減債基金積立事業 131 積立金 131 減債基金（流動資産） 131 基金積立金 131
25 積立金	46	○施策評価対象外事業 職員退職手当基金積立事業 46 積立金 46 特定目的基金（固定資産） 46 基金積立金 46
25 積立金	1, 103	○施策評価対象外事業 文化芸術振興基金積立事業 1, 103 積立金 1, 103 基金積立金 1, 103

25 積立金	154, 984	○施策評価対象外事業 福祉推進基金積立事業 154, 984 積立金 154, 984 特定目的基金（固定資産） 154, 984
--------	----------	--

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
						寄附金 956	
計	14,843,125	154,984	14,998,109	0	0	982	154,002

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 児童措置費	6,637,001	0	6,637,001			2,500 寄附金 2,500	△2,500
5 こども医療 助成費	443,120	0	443,120			231,827 寄附金 231,827	△231,827
計	8,561,130	0	8,561,130	0	0	234,327	△234,327

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1 保健衛生総 務費	529,075	0	529,075			69,986 寄附金 69,986	△69,986
2 予防費	723,477	0	723,477			1,014 寄附金 1,014	△1,014
4 環境美化保 全費	7,205	0	7,205			124 寄附金 124	△124

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	基金積立金 千円 154,984

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
8 環境保全基金費	千円 0	千円 28	千円 28	千円	千円	千円 27 財産収入 27	千円 1
計	1,550,164	28	1,550,192	0	0	71,151	△71,123

4 款 衛生費

2 項 清掃費

1 清掃総務費	85,561	0	85,561			100 寄附金 100	△100
2 塵芥処理費	5,494,308	0	5,494,308		38,800 市債 38,800		△38,800
計	5,800,473	0	5,800,473	0	38,800	100	△38,900

7 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

1 道路橋りょう総務費	59,316	0	59,316			17,490 寄附金 17,490	△17,490
2 交通政策費	607,419	0	607,419			23,855 寄附金 23,855	△23,855
4 道路新設改良費	520,554	0	520,554			264	△264

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	千円 28	千円 ○施策評価対象外事業 環境保全基金積立事業 28 積立金 28 基金積立金 28

4 款 衛生費 7 款 土木費

7 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
						寄附金 264	
計	1,321,652	0	1,321,652	0	0	41,609	△41,609

7 款 土木費

4 項 都市計画費

5 公園費	84,199	0	84,199			500 寄附金 500	△500
7 住宅市街地 総合整備事 業費	4,032,805	0	4,032,805			寄附金 32,437 繰入金 △32,437	
9 都市再生整 備計画事業 費	40,896	0	40,896			寄附金 700 繰入金 △700	
11 都市整備基 金費	150,339	39,272	189,611			223 財産収入 223	39,049
計	5,569,043	39,272	5,608,315	0	0	723	38,549

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

25 積立金	39,272	○施策評価対象外事業 都市整備基金積立事業 39,272 積立金 39,272 特定目的基金（固定資産） 39,272 基金積立金 39,272

7 款 土木費

7 款 土木費

5 項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 市営住宅建設基金費	千円 225,287	千円 △22,926	千円 202,361	千円 △23,072 国庫支出金 △23,072	千円	千円 145 財産収入 145	千円 1
計	3,897,966	△22,926	3,875,040	△23,072	0	145	1

9 款 教育費

1 項 教育総務費

3 教育振興費	436,212	0	436,212			1,269 寄附金 18,747 繰入金 △17,478	△1,269
6 教育振興基金費	1,234,295	357	1,234,652			356 財産収入 356	1
計	3,450,616	357	3,450,973	0	0	1,625	△1,268

9 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	829,417	0	829,417			107,634 寄附金 107,634	△107,634
---------	---------	---	---------	--	--	---------------------------	----------

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	千円 △22,926	千円 ○施策評価対象外事業 市営住宅建設基金積立事業 △22,926 積立金 △22,926 特定目的基金（固定資産） △22,926 基金積立金 △22,926

25 積立金	357	○施策評価対象外事業 教育振興基金積立事業 357 積立金 357 特定目的基金（固定資産） 357 基金積立金 357

--	--	--

7 款 土木費 9 款 教育費

9 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	千円 829,417	千円 0	千円 829,417	千円 0	千円 0	千円 107,634	千円 △107,634

9 款 教育費

3 項 中学校費

1 学校管理費	371,163	0	371,163			51,311 寄附金 51,311	△51,311
計	434,556	0	434,556	0	0	51,311	△51,311

9 款 教育費

6 項 保健体育費

1 保健体育総務費	628,508	0	628,508			356,850 寄附金 356,850	△356,850
計	815,908	0	815,908	0	0	356,850	△356,850

1 2 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	66,030	△306	65,724				△306
計	66,030	△306	65,724	0	0	0	△306

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

9 款 教育費 1 2 款 予備費

繰越明許費説明書

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 児童福祉総務費		千円	事業完了に日数を要するため
		809	
	12 役務費	309	
	13 委託料	500	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債 見込額	当該年度中元金 償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	28,700,020	31,114,980	7,691,422	2,333,028	36,473,374
(1) 総務債	6,637,787	6,377,848	179,900	795,036	5,762,712
(2) 民生債	1,860,444	1,760,195	97,412	193,078	1,664,529
(3) 衛生債	2,122,470	1,971,918	2,417,400	222,311	4,167,007
(4) 商工債	—	—	8,100	—	8,100
(5) 土木債	3,081,820	3,820,924	2,137,200	244,654	5,713,470
(6) 公営住宅債	8,934,130	11,253,647	1,611,900	431,508	12,434,039
(7) 消防債	42,157	47,958	23,500	2,901	68,557
(8) 教育債	6,021,212	5,882,490	1,216,010	443,540	6,654,960
2. 災害復旧	8,713	7,826	—	1,112	6,714
(1) 衛生債	7,413	6,688	—	950	5,738
(2) 土木債	1,300	1,138	—	162	976
3. その他	23,417,300	22,006,172	429,399	2,039,142	20,396,429
(1) 減税補てん債	145,522	93,629	—	45,404	48,225
(2) 臨時財政対策債	23,117,878	21,758,643	429,399	1,993,738	20,194,304
(3) 減収補てん債	153,900	153,900	—	—	153,900
合 計	52,126,033	53,128,978	8,120,821	4,373,282	56,876,517

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和5年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

専決第 4 号

令和 5 年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)
について

令和 5 年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和５年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）

令和５年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,307,602千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年３月28日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	2,715,445	△106,065	2,609,380
	1 国民健康保険料	2,715,445	△106,065	2,609,380
4	府支出金	10,667,295	△23,935	10,643,360
	1 府補助金	10,667,295	△23,935	10,643,360
5	財産収入	2	1	3
	1 財産運用収入	2	1	3
6	繰入金	1,758,654	130,000	1,888,654
	2 基金繰入金	0	130,000	130,000
歳 入 合 計		15,307,601	1	15,307,602

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国民健康保険事業費納付金	4,176,076	0	4,176,076
	1 医療給付費分	2,988,666	0	2,988,666
	2 後期高齢者支援金等分	835,641	0	835,641
	3 介護納付金分	351,769	0	351,769
9	基金積立金	110,799	1	110,800
	1 基金積立金	110,799	1	110,800
歳 出 合 計		15,307,601	1	15,307,602

1 総括
(歳入)

歲 入 合 計	15,307,601	1	15,307,602
---------	------------	---	------------

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

1 款 国民健康保険料

1 項 国民健康保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	千円 2, 712, 941	千円 △106, 065	千円 2, 606, 876
計	2, 715, 445	△106, 065	2, 609, 380

4 款 府支出金

1 項 府補助金

1 保険給付費等交付金	10, 652, 973	△23, 935	10, 629, 038
計	10, 667, 295	△23, 935	10, 643, 360

5 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	2	1	3
計	2	1	3

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 国民健康保険財政調整基金繰入金	0	130, 000	130, 000
-------------------	---	----------	----------

節		説	明
区 分	金 額		
1 医療給付費分 現年度分	千円 △73,185	現年度分	千円
3 介護納付金分 現年度分	△9,652	現年度分	
5 後期高齢者支 援金分現年度 分	△23,228	現年度分	

1 普通交付金	△23,935	普通交付金

1 利子及び配当 金	1	国民健康保険財政調整基金利子

1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	130,000	国民健康保険財政調整基金繰入金
---------------------------	---------	-----------------

国民健康保険事業特別会計

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	千円 0	千円 130,000	千円 130,000

節		説明
区 分	金 額	
	千円	千円

国民健康保険事業特別会計

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者医療給付費分	千円 2,987,321	千円 0	千円 2,987,321	千円	千円	千円 △34 国民健康保険料 △73,185 繰入金 73,151	千円 34
計	2,988,666	0	2,988,666	0	0	△34	34

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	835,415	0	835,415			△11 国民健康保険料 △23,228 繰入金 23,217	11
計	835,641	0	835,641	0	0	△11	11

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

1 介護納付金分	351,769	0	351,769			△5 国民健康保険料 △9,652 繰入金 9,647	5
計	351,769	0	351,769	0	0	△5	5

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

国民健康保険事業特別会計

9 款 基金積立金
1 項 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 国民健康保 険財政調整 基金積立金	千円 110,799	千円 1	千円 110,800	千円	千円	千円	千円 1
計	110,799	1	110,800	0	0	0	1

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	千円 1	千円 ○施策評価対象外事業 国民健康保険財政調整基金積立事業 1 積立金 1 財政調整基金（流動資産） 1 基金積立金 1

国民健康保険事業特別会計

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和5年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

専決第 5 号

令和 5 年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて

令和 5 年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和５年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和５年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費」による。

令和６年３月28日 専決

門真市長 宮本 一孝

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1 総務費	1 総務管理費	介護保険事務委託事業	3,256

繰越明許費説明書

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	節	金額	繰り越すべき理由
1 一般管理費		千円 3,256	事業完了に日数を要するため
	13 委託料	3,256	

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

門真市税条例の一部を改正する条例について

専決第 6 号

門真市税条例の一部を改正する条例について

門真市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日 専決

門真市長 宮本 一孝

門真市税条例の一部を改正する条例

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 第 5 条 略	附 則 第 5 条 略
(令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)	
第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 20 条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。	
2 前項前段の場合において、第 20 条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする政令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこ	

改正後	改正前
<u>の条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u>	
3 <u>第1項の規定は、令和6年度分の第27条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u>	
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
第8条の4 略	第8条の4 略
<u>（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）</u>	
第8条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が18,050,000円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第8条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第21条、第23条から第24条の2まで、附則第5条第2項、附則第	

改正後	改正前
8条第1項、附則第8条の3の2第1項、 前条及び附則第9条の2の規定を適用した 場合の所得割の額から控除する。	
2 前項の規定の適用がある場合における第 23条の2第2項、第43条の5第1項及び前 条の規定の適用については、第23条の2第 2項及び前条中「附則第5条の6第2項」 とあるのは「附則第5条の6第2項及び第 5条の8第6項」と、第43条の5第1項中 「課した」とあるのは「附則第8条の5第 1項の規定の適用がないものとした場合に 課すべき」と、「の前々年中」とあるのは 「の同項の規定の適用がないものとした場 合における前々年中」と、「、前々年中」 とあるのは「、附則第8条の5第1項の規 定の適用がないものとした場合における 前々年中」とする。	
(令和6年度分の個人の市民税の納税通知 書に関する特例)	
第8条の6 令和6年度分の個人の市民税に 限り、個人の市民税の納税通知書に記載す べき各納期の納付額については、第33条の 規定にかかわらず、次に定めるところによ る。	
(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税 額控除前の普通徴収に係る個人の市民税 の額（前条第1項の規定の適用がないも のとした場合に算出される普通徴収に係 る個人の市民税の額をいう。）、特別税 額控除前の普通徴収に係る個人の府民税 の額（法附則第5条の8第1項及び第2 項の規定の適用がないものとした場合に 算出される普通徴収に係る個人の府民税 の額をいう。）及び普通徴収に係る森林 環境税の額の合算額（以下この号におい て「特別税額控除前の普通徴収に係る個 人の住民税の額」という。）からその者 の普通徴収に係る個人の市民税の額、普 通徴収に係る個人の府民税の額及び普通 徴収に係る森林環境税の額の合算額を控	

改正後	改正前
除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第32条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはなしとし、第32条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第32条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においては	

改正後	改正前
その者の分割金額とする。	
(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。	
(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。	
2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第43条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。	
（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）	
第8条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第43条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項に	

改正後	改正前
において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第43条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期	

改正後	改正前
納期及び第２期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第43条の３に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第３項において「特別徴収対象税額」という。）は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月１日から翌年の３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得	

改正後	改正前
に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	
(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	
(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその	

改正後	改正前
者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	
(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。	
2 前項の規定の適用がある場合における第43条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。	
3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。	
(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第43条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満	

改正後	改正前
の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間にお	

改正後	改正前
いてはその者の第43条の5第2項の規定により読み替えられた第43条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。	
4 前項の規定の適用がある場合における第43条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「<u>附則第8条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額</u>」とする。	
5 令和6年度分の個人の市民税につき第43条の6第1項の規定の適用がある場合については、<u>前各項の規定は、適用しない。</u>	
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)
第8条の8	第8条の5
1 略	1 略
2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第23条から第24条まで、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項、附則第8条の3の2第1項及び<u>附則第8条の4</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第21条まで、第23条から第24条まで、附則第8条第1項、附則第8条の3第1項、附則第8条の3の2第1項及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
3 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第1項及び<u>附則第8条の5第1項</u>の規定の適用については、<u>第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条の8第2項」と、附則第8条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、</u>	3 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第1項<u>の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条の5第2項」とする。</u>

改正後	改正前
<u>附則第8条の8第2項及び」</u>とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 1～13 略 14 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 15 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 16 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 17 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 18 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 19 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 20 略 21 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 22 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 23 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 24 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 25 略 26 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 1～13 略 14 <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 15 <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 16 <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 17 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 18 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 19 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 20 略 21 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 22 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 23 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 24 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 25 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 26 略 27 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

改正後	改正前
第11条	第11条
1～2 略	1～2 略
3 市長は、 <u>法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u>	
4 略	3 略
5 略	4 略
6 略	5 略
7 略	6 略
8 略	7 略
9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>施行規則附則第7条第9項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>施行規則附則第7条第8項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(7) 略	(1)～(7) 略
10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>施行規則附則第7条第10項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>施行規則附則第7条第9項各号</u> に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略

改正後	改正前
11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略
12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略
13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略	12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略
14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を</u>	13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第19項に規定する基準を</u>

改正後	改正前
満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 15 略	満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 14 略
(土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>に関する用語の意義) 第13条 次条から附則第24条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 平成5年度適用市街化区域農地 法<u>附則第19条の3第4項</u>	(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>に関する用語の意義) 第13条 次条から附則第24条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) 略 (8) 平成5年度適用市街化区域農地 法<u>附則第19条の3第5項</u>
(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第15条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税</u>	(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第15条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る<u>令和4年度分の固定資産税</u>にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3</u>

改正後	改正前
標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分	4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分

改正後	改正前
の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。	の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。
（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第18条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの	第18条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの

改正後	改正前
規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 略	規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この条において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 略
（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の固定資産税の特例） 第19条 1～3 略	（市街化区域農地に対して課する平成６年度以降の各年度分の固定資産税の特例） 第19条 1～3 略 4 <u>令和２年度分の固定資産税について門真市税条例の一部を改正する条例（令和３年門真市条例第11号）による改正前の門真市税条例（以下「令和３年改正前の条例」という。）附則第19条第３項において準用する同条第１項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和３年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和２年度分の固定資産税に係る令和３年改正前の条例附則第19条第３項において準用する同条第１項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和３年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</u>
第20条 市街化区域農地に係る<u>令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分</u>	第20条 市街化区域農地に係る<u>令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分</u>

改正後	改正前
の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。	の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 （固定資産税の免税点の適用に関する特例）	2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 （固定資産税の免税点の適用に関する特例）
第24条 附則第15条、第18条、第19条又は第20条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条に規定する固定資産税	第24条 附則第15条、第18条、第19条又は第20条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条に規定する固定資産税

改正後	改正前
の課税標準となるべき額は、附則第15条、第18条又は第20条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第19条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第20条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第19条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。	の課税標準となるべき額は、附則第15条、第18条又は第20条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第19条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第20条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第19条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）<u>又は第4項</u>に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。
（特別土地保有税の課税の特例）	（特別土地保有税の課税の特例）
第26条 附則第15条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第13条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第114条第1号及び第122条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第15条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	第26条 附則第15条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第13条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第114条第1号及び第122条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第15条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第114条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「政令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「政令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合におけ	2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第114条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「政令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「政令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合におけ

改正後	改正前
る価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略	る価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略
(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)
第28条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	第28条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は	2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15

改正後	改正前
附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。	4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度

改正後	改正前
の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。	の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。
（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）
第30条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	第30条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
略	略

改正後	改正前
第32条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第19条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	第32条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第19条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

改正後	改正前
(土地に対して課する各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義) 第35条 附則第28条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第28条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第28条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第28条第4項及び第5項並びに第30条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第30条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第30条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第31条及び第32条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第32条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u>	(土地に対して課する各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義) 第35条 附則第28条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第28条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第28条第1項、第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第28条第4項及び第5項並びに第30条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第30条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第30条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第31条及び第32条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第32条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u>
(都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定) 第36条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第125条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u>	(都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定) 第36条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第125条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u>
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第37条の2 1～2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第37条の2 1～2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

改正後	改正前
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
<u>(5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第37条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	—
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)
第38条	第38条
1～2 略	1～2 略
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
<u>(5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	—
4 略	—
(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第39条	第39条
1～2 略	1～2 略
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
<u>(5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	—
(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)	(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)
第42条	第42条
1～4 略	1～4 略
5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略

改正後	改正前
(5) <u>附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 42 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 43 条 1 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 43 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 49 条 1 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 49 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 49 条の 2 1 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第 8 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項中「所得割の額」とある</u>	— — — — (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 43 条 1 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 — — — — (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 49 条 1 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 — — — — (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 49 条の 2 1 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 — —

改正後	改正前
のは、「所得割の額並びに附則第49条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3～4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第49条の3 1 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3～4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 附則第8条の5の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。 6 略	_____ _____ _____ 3～4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 _____ _____ _____ _____ (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第49条の3 1 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 _____ _____ _____ _____ 3～4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 _____ _____ _____ _____ 6 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の門真市税条例（以下「新

条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年5月14日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和6年度門真市一般会計補正予算（第3号）について

専決第 7 号

令和 6 年度門真市一般会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度門真市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和6年度門真市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度門真市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,142,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,908,623千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月25日 専決

門真市長 宮本 一孝

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	22, 623, 929	1, 102, 500	23, 726, 429
	2 国庫補助金	8, 277, 167	1, 102, 500	9, 379, 667
18	繰入金	3, 161, 919	40, 000	3, 201, 919
	1 基金繰入金	3, 161, 919	40, 000	3, 201, 919
歳 入 合 計		75, 766, 123	1, 142, 500	76, 908, 623

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	7,637,742	870	7,638,612
	2 徴税費	543,801	870	544,671
3	民生費	33,734,680	1,140,216	34,874,896
	1 社会福祉費	12,574,429	1,140,216	13,714,645
12	予備費	54,019	1,414	55,433
	1 予備費	54,019	1,414	55,433
歳 出 合 計		75,766,123	1,142,500	76,908,623

1 総括
(歳入)

–96–

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 932, 713	千円 1, 102, 500	千円 2, 035, 213
計	8, 277, 167	1, 102, 500	9, 379, 667

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

10 財政調整基金繰入金	80, 000	40, 000	120, 000
計	3, 161, 919	40, 000	3, 201, 919

節		説	明
区 分	金 額		
23 物価高騰対応 重点支援地方 創生臨時交付 金	千円 1,102,500	給付金・定額減税一体支援枠分	千円

1 財政調整基金 繰入金	40,000	財政調整基金繰入金

1 4 款 国庫支出金 1 8 款 繰入金

3 歳 出

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 賦課徴収費	千円 170,444	千円 870	千円 171,314	千円	千円	千円	千円 870
計	543,801	870	544,671	0	0	0	870

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	7,360,580	1,140,216	8,500,796				1,140,216
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	--	-----------

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	千円 684	千円 ○生活保障と自立支援
3 職員手当等	186	定額減税補足給付金（調整給付）給付事業 870
		給料 684
		一般職給 684
		一般職給 684
		職員手当等 186
		地域手当 103
		通勤手当 83

2 給料	1,621	○生活保障と自立支援
3 職員手当等	1,814	定額減税補足給付金（調整給付）給付事業 1,140,216
		給料 1,621
11 需用費	50	一般職給 1,621
12 役務費	6,742	一般職給 1,621
13 委託料	79,931	職員手当等 1,814
14 使用料及び賃借料	58	地域手当 244
		超過勤務手当 600
		通勤手当 130
		期末手当 457
19 負担金補助及び交付金	1,050,000	勤勉手当 383
		需用費 50
		消耗品費 50
		役務費 6,742
		通信運搬費 4,385
		手数料 2,357

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	12, 574, 429	1, 140, 216	13, 714, 645	0	0	0	1, 140, 216

1 2 款 予備費

1 項 予備費

1 予備費	54, 019	1, 414	55, 433				1, 414
計	54, 019	1, 414	55, 433	0	0	0	1, 414

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		委託料 79,931
		各種業務委託料（費用） 79,931
		定額減税補足給付金（調整給付）給付業務委託料 79,921
		点字案内通知作成業務委託料 10
		使用料及び賃借料 58
		使用料及び賃借料（物件費） 58
		備品等借上料 58
		負担金補助及び交付金 1,050,000
		交付金 1,050,000
		定額減税補足給付金 1,050,000

3 款 民生費 1 2 款 予備費

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職 (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(322) 829	483,011	2,950,851	3,037,273	6,471,135	1,249,499	7,720,634	
補 正 前	(322) 826	483,011	2,948,546	3,035,273	6,466,830	1,249,499	7,716,329	
比 較	(-) 3	—	2,305	2,000	4,305	—	4,305	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	92,360	473,984	243,368	79,241	112,740	913,193	708,158
	補 正 前	92,360	473,637	242,768	79,028	112,740	912,736	707,775
	比 較	—	347	600	213	—	457	383
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	67,746	344,139	—	730	1,614	—	
	補 正 前	67,746	344,139	—	730	1,614	—	
	比 較	—	—	—	—	—	—	

ア 会計年度任用職員以外の職員 () 内は、短時間勤務職員 (外書き)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 744	2,798,258	2,717,803	5,516,061	1,078,569	6,594,630	
補 正 前	(1) 744	2,798,258	2,717,203	5,515,461	1,078,569	6,594,030	
比 較	(-) —	—	600	600	—	600	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	92,360	450,887	242,653	75,509	112,740	725,892	605,689
	補 正 前	92,360	450,887	242,053	75,509	112,740	725,892	605,689
	比 較	—	—	600	—	—	—	—
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	67,746	341,993	—	720	1,614	—	
	補 正 前	67,746	341,993	—	720	1,614	—	
	比 較	—	—	—	—	—	—	

イ 会計年度任用職員 () 内は、会計年度任用職員の内、1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職に比し短い職員（外書き）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(321) 85	483,011	152,593	319,470	955,074	170,930	1,126,004	
補 正 前	(321) 82	483,011	150,288	318,070	951,369	170,930	1,122,299	
比 較	(-) 3	—	2,305	1,400	3,705	—	3,705	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	—	23,097	715	3,732	—	187,301	102,469
	補 正 前	—	22,750	715	3,519	—	186,844	102,086
	比 較	—	347	—	213	—	457	383
	区 分	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	
	補 正 後	—	2,146	—	10	—	—	
	補 正 前	—	2,146	—	10	—	—	
	比 較	—	—	—	—	—	—	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	—	報酬改定に伴う増減分	—		
		その他の増減分	—		
給 料	2,305	給与改定に伴う増減分	—		
		昇給に伴う増加分	—		
		その他の増減分	2,305		
職 員 手 当	2,000	制度改正に伴う増減分	—		
		その他の増減分	2,000	超過勤務手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	—	給与改定に伴う増減分	—	
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	—	
職員手当	600	制度改正に伴う増減分	—	
		その他の増減分	600 超過勤務手当	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報 酬	—	報酬改定に伴う増減分	—	
		その他の増減分	—	
給 料	2,305	給与改定に伴う増減分	—	
		その他の増減分	2,305	
職員手当	1,400	制度改正に伴う増減分	—	
		その他の増減分	1,400 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	

